

平成五年総理府・通商産業省令第一号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十二条第一項から第三項までの規定に基づき、並びに同法を実施するため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令

第一条 環境大臣が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第十一一条第二項、第十四条第二項若しくは第四十条第三項の規定により、又は経済産業大臣等が法第十六条第三項の規定により費用を負担させようとするときは、負担させようとする者の意見を聴かなければならない。

第二条 法第五十二条第一項の規定により、環境大臣が納付を命ずる費用の額は、実際に要した費用の額とし、その納付期限は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日とする。

一 法第十一一条第二項の規定により費用を負担させようとする場合 経過した日

二 法第十四条第二項の規定により費用を負担させようとする場合 当該規定により環境大臣が希少野生動植物種の個体等の譲渡しその他の必要な措置をとった日から相当の期間経過した日

三 法第四十条第三項の規定により費用を負担させようとする場合 当該規定により環境大臣が原状回復その他必要な措置をとった日から相当の期間経過した日

第三条 法第五十二条第一項の規定により、経済産業大臣等が納付を命ずる費用の額は、実際に要した費用の額とし、その納付期限は、法第十六条第三項の規定により経済産業大臣等が返送をした日から相当の期間経過した日とする。

第四条 法第五十二条第二項の規定により環境大臣又は経済産業大臣等が督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

第五条 法第五十二条第三項の規定により環境大臣又は経済産業大臣等が徴収する延滞金の額は、負担金の額に、年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

第六条 法第十九条第二項の証明書は、別記様式による。

附 則

この命令は、法の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。

附 則
(平成七年六月一四日総理府・通商産業省令第一号)

この命令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第五十二号）の施行の日（平成七年六月二十八日）から施行する。

附 則
(平成一一年四月一四日総理府・通商産業省令第一号)

この命令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則
(平成一一年八月一四日総理府・通商産業省令第一号)

この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則
(平成一五年七月一七日経済産業省・環境省令第四号)

この命令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成十五年七月二十日）から施行する。

附 則
(施行期日)

この命令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年七月二十日）から施行する。

附 則
(経過措置)

第一条 この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成十五年七月二十日）から施行する。

附 則
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際に交付されている第一条の規定による改正前の特定国際種事業に係る届出等に関する省令（以下「旧省令」という。）の様式第一及び様式第四による身分証明書は、それ

ぞれ同条の規定による改正後の特定国際種事業に係る届出等に関する省令（以下「新省令」という。）の様式によるものとみなす。

第三条 旧省令様式第二による標章は、当分の間、新省令の様式によるものとみなす。

第四条 この省令の施行の際に交付されている第二条の規定による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令別記

附 則
(平成一九年四月二〇日経済産業省・環境省令第七号)

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際にあるこの省令による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の

2 様式によるものとみなす。
この省令の施行の際にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則
(平成一六年五月三〇日経済産業省・環境省令第五号)

この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十七号）の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

附 則
(平成三〇年四月三日経済産業省・環境省令第三号)

（施行期日）

1 この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。
（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式による証明書は、この省令による改正後の別記様式によるものとみなす。

附 則（令和元年六月一七日経済産業省・環境省令第一号）

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

(表)

		第　　号
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律		
第19条第2項の規定による身分証明書		
写　真	官職及び氏名 生　年　月　日	年　月　日発行
		大　臣　　印

(裏)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋
第19条 次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度に

おいて、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 環境大臣 第10条第1項若しくは第13条第1項の許可を受けている者又は販売若しくは頒布をする目的で希少野生動植物種の個体等の陳列若しくは広告をしている者
- (2) 環境大臣及び経済産業大臣 特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者
- (3) 経済産業大臣 特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 略
- (2) 第19条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (3)～(12) 略

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。